

インクルーシブ社会実現へ向けた、福祉のあり方に関する調査研究～日本の社会システムを点検する～

人権文化を育てる会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-7 ヒルクレスト平河町 407

助成事業の概要

インクルーシブ社会とは、ソーシャルインクルージョンを基本理念として、社会的に弱い立場にある人びとも含めて、すべての人びとが、差別や排除、摩擦、孤独、孤立から援護され、社会の一員として取り込まれ、その多様性と人権が尊重され、支え合う生活の場・コミュニティを実現することである。そこには、脱工業化社会の多様性を尊重する価値転換がベースにある。

しかし、現実の日本社会では、異質な人に対する排除が強まり、社会から孤立する人びとが増加している。その要因のひとつとして、人の価値を「生産性の高い労働力になることこそ最優先」とする、旧来の工業化社会の価値をベースとした、教育、福祉、経済、労働政策などの社会システムが依然として存在しているからではないか。その証左として、2001 年「ハンセン病患者の強制隔離を憲法違反とした熊本地裁判決」、2019 年「元患者の家族の被害も認定した同地裁判決」、2024 年「旧優生保護法による不妊手術を憲法違反とした最高裁判決」など、戦後推進された社会政策による人権侵害が指弾されている。また、2022 年 9 月「国連の障害者権利委員会は、日本政府に対して障害児を分離した特別支援教育の中止などを求める勧告」なども挙げられる。

そこで、「ハンセン病隔離政策」「優生保護政策」など戦後の社会政策の光と影を検証するとともに、さまざまな就労困難者の働く場をつくる、ソーシャルファームの取り組みから、これからの社会政策のあり方を考えることを目的に、「インク

ルーシブ社会実現に向けて、日本の社会システムを点検する！～排除でなくつながりを創出する社会政策へ～」をテーマに、シンポジウムを開催する。パネリストは、旧優生保護法被害弁護団東京弁護団長の関哉直人弁護士、同東京訴訟原告の北三郎（仮名）さん、新井利昌埼玉福興(株) CEO、炭谷茂（社福）恩賜財団済生会理事長を予定している。

さらに、シンポジウムの内容を報告書として取りまとめ、これを公表する。

事業の成果

第 25 回シンポジウムの開催事業と報告書の作成公表

人権週間恒例のシンポジウムとして、12 月 4 日（水）17 時から衆議院第一議員会館第 4 会議室で開催。国会議員、地方議員、研究者、一般参加者など 60 名が参加した。

テーマは、「インクルーシブ社会実現へ向けて、日本の社会システムを点検する！～排除でなくつながりを創出する社会政策へ～」。その趣旨は、今日の日本社会における、異質な人に対する排除、社会から孤立する人びとの増加という社会問題の解決に向けて、人の価値を「生産性の高い労働力になることこそ最優先」とする、旧来の工業化社会の価値を基本理念とした、教育、福祉、経済、労働政策などの社会システムにその要因があることを明らかにする必要があるのではないかということである。

そこで、ソーシャルインクルージョンを基本理

念として、社会的に弱い立場にある人びとも含めて、すべての人びとが、差別や排除、摩擦、孤独、孤立から援護され、社会の一員として取り込まれ、その多様性と人権が尊重され、支え合う生活の場・コミュニティを実現するためには、脱工業化社会の多様性を尊重する価値転換が必要であり、そのことにより、インクルーシブ社会実現へ向けた社会政策の見直しの契機となることが期待される。

パネリストの炭谷茂・社会福祉法人恩賜財団済生会理事長は、日本社会における「障害者の社会参加」「認知症高齢者の急増」「刑務所出所者の社会への壁」「寄せ場の変化」「いじめ、不登校の増加、引きこもり、DV、LGBTQ 差別、部落差別、外国人差別等」など従来からの社会問題の増加、深刻化を指摘。その背景として、「社会的排除や孤立の進行」「デジタル社会の進行」「貧困の蓄積」を挙げた。インクルーシブ社会の建設が急務であることを主張した。

パネリストの関谷直人・旧優生保護法被害弁護団東京弁護団長は、2024 年 7 月の最高裁判決の要点として、1948 年に全会一致で成立、立法された時点で、憲法第 13 条及び第 14 条 1 項に違反しており、国会議員の立法行為が国家賠償法に違反するとした、国家的な人権侵害事案であり、その背景に「優生思想」が存在したことを指摘。強制不妊手術、人工妊娠中絶の 84000 人の被害者の特定も困難であること。併せて、教育現場で長く優性思想の普及が続けられてきたこと。今日的にはインクルーシブ教育の普及が急務であることを主張した。

同東京訴訟原告の北三郎（仮名）さんは、自らの「断種手術」が騙されて施術されたことを訴え、勝訴を踏まえ、一人でも多くの被害者が補償を受けられるような国の対応を強く求めた。

パネリストの新井利昌・埼玉福興（株）CEO は、社会から疎外されているあらゆる属性の人をすべて受け入れ、農福一体のソーシャルファームとし

での取り組みを紹介。社会的に働きにくいさまざまな問題を抱えている人びとに居場所、仕事の場を生み出すことの必要性と既存の福祉制度も活用して、ビジネスとして成り立たせることの重要性を主張した。

このシンポジウムの内容を取りまとめた報告書を作成し、関係要路に配布することにより、インクルーシブ社会建設の一助として寄与することができたものと考えている。

成果の広報・公表

(1) 第 25 回シンポジウムの開催事業

当日の資料とシンポジウムの概要を人権問題への関心の高い衆参両院議員に配布するとともにメールおよび SNS を活用した広報を行った。

(2) シンポジウムで配布した資料について、人権問題に関心の高い議員等（約 70 人）に配布した。

(3) シンポジウム報告書を作成（100 部）し、関係者に配布した。

今後の展開

ソーシャルインクルージョンの必要性の背景は、経済・社会構造の変化が、日本だけではなく世界各国、特に先進国で共通に発生していることである。日本と同様な社会問題に直面している。

ヨーロッパ諸国では若年の失業者、貧困者、障害者、ホームレス、外国人、薬物依存症患者など社会にとって異質な人が排除されるようになった。これに対して各国は、ソーシャルインクルージョンの理念のもとに強力な施策を展開している。イギリスでは 1997 年、総理大臣直属の社会的排除対策室を設立。フランスでは 1998 年、社会的排除対策防止法を制定。EU は 1997 年、アムステルダム条約を制定し、加盟国にソーシャルインクルージョンを具体的に推進するための

国内計画を制定することを義務付けた。ソーシャルインクルージョンの理念は国際的に拡大・定着している。

2006 年に国連で採択され、2013 年に日本も批准した障害者権利条約は、ソーシャルインクルージョンを基本的な理念としている。従来障害者分野では、ノーマライゼーションの理念が掲げられてきた。ノーマライゼーションは、障害者を対象に健常者と同等な生活が行えるように環境を整備しようとするもので、1950 年代にデンマークで始まり、日本を含め世界の障害者対策に多大な影響を与えた。しかし、今日ではソーシャルインクルージョンが理念として掲げられるようになった。ソーシャルインクルージョンは、ノーマライゼーションの発展上にあり、同じ方向を目指すものである。

日本におけるソーシャルインクルージョンの具体化については、2018 年東京都国立市の「ソーシャルインクルージョンを推進するための条例」制定。2019 年東京都で「ソーシャルファーム推進条例」が制定され、ソーシャルファームは、ソーシャルインクルージョンを推進するための就労の場であることが明記されている。2022 年には神奈川県「人権推進指針」、墨田区「人権啓発計画」に明記されている。

地域の実情に応じて取り組みが実施されるので、今後全国各地で取り組みが進められることにより草の根から日本で普及、定着が進みつつある。2023 年 1 月には岸田総理が施政方針演説で「包摂社会」の実現を明言した。今後国レベルでもソーシャルインクルージョンの取組みが推進されることが期待される。経団連でもダイバーシティとインクルージョンを重点事項として取り組みが進められている。

今回のシンポジウムのねらいとした、従来からの日本の社会システムを背景とした、社会的排除により社会的疎外、社会参加が阻まれている人び

とを包摂する具体的な取り組みの紹介をはじめ、こうしたソーシャルインクルージョンを基本理念としたインクルーシブ社会の実現へ向けた政策の普及と進展へ向けた事業展開を今後とも図っていく。